

12-1 その他の外科手術

- ・ 顔面骨, 頭蓋骨の観血的移動術
- ・ 人工括約筋を用いた尿失禁の治療
- ・ 人工中耳
- ・ 門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術
- ・ 声帯内自家側頭筋膜移植術
- ・ 胎児尿路-羊水腔シャント術
- ・ 胎児胸腔-羊水腔シャントチューブ留置術
- ・ 絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群
に対する内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名: 顔面骨・頭蓋骨の親血的移動術 (16)	
適応症: 顔面骨・頭蓋骨の先天奇形	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	形成外科、口腔外科 等
資格	要 (形成外科学会、脳神経外科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、耳鼻科、眼科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

- 注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。
- 注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名: 人工括約筋を用いた尿失禁の治療 (59)	
適応症: 尿失禁	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	泌尿器科、産婦人科
資格	要 (泌尿器科学会、産科婦人科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

- 注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。
- 注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名: 人工中耳 (60)	
適応症: 慢性中耳炎等による難聴者	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	耳鼻咽喉科
資格	要 (耳鼻咽喉科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要: 言語聴覚士1名以上
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

- 注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。
- 注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名: 門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術 (142)	
適応症: 内視鏡的治療、薬物治療抵抗性の食道・胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、慢性性腹水	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	内科、消化器科
資格	要 (消化器病学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、外科2名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、外科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例10例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

- 注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。
- 注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名：声帯内自家側頭筋移植術 (146)	
適応症：一側性反回神経麻痺、声帯痙攣	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	耳鼻咽喉科
資格	要 (耳鼻咽喉科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名：胎児尿路-羊水腔シャント術 (165)	
適応症：Prune-Belly 症候群等の胎児閉塞性尿路疾患	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要 (産科婦人科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、小児科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名：胎児胸腔-羊水腔シャントチューブ留置術 (209)	
適応症：胸水を主徴候とする非免疫性胎児水腫症 (NIHF) 例で以下の条件を満たす症例 (1) 特発性あるいは既知の胎児先天性感染による (2) 妊娠20週から34週未満である (3) 1回の胸腔穿刺後1週間以内に胸水再貯留を見る	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要 (産科婦人科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、小児科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-1)

高度先進医療名：一絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群に対する内視鏡的胎動吻合血管レーザー焼灼術 (233)	
適応症：双胎間輸血症候群に罹患した一絨毛膜性双胎妊娠の母児 (妊娠16~26週)	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	産科、小児科
資格	要 (産科婦人科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、小児科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (臨床工学技士1名以上)
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、小児科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施できるに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

12-2 その他の外科手術（整形外科領域）

- ・ 腫瘍性骨病変および骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術
- ・ 脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術
- ・ 自家液体窒素処理骨による骨軟部腫瘍切除後骨欠損の再建

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-2)

高度先進医療名: 腫瘍性骨病変および骨粗鬆症に伴う骨脆弱性骨変に対する経皮的骨形成術 (145)	
適応症: 転移性骨性骨腫瘍及び骨粗鬆症による脊椎骨折	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科
資格	要 (整形外科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師3名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (理学療法士1名以上)
病床数	不要
診療科	要 (整形外科、麻酔科)
当直体制	要 (整形外科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 連携の具体的内容: 術後に化学療法等の治療を行う施設と適切な連携体制が確保されていること。
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例まで又は6か月間は月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-2)

高度先進医療名: 脊椎腫瘍に対する腫瘍脊椎骨全摘術 (157)	
適応症: 原発性 (悪性及び良性) 脊椎腫瘍、転移性脊椎腫瘍	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科
資格	要 (整形外科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師3名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、病理医1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (理学療法士1名以上)
病床数	不要
診療科	要 (整形外科、麻酔科、病理部門)
当直体制	要 (整形外科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 連携の具体的内容: 術後に化学療法等の治療を行う施設と適切な連携体制が確保されていること。
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例まで又は6か月間は月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本12-2)

高度先進医療名: 自家液体窒素処理骨による骨軟部腫瘍切除後骨欠損の再建 (171)	
適応症: 骨軟部腫瘍切除後の骨欠損	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科
資格	要 (整形外科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師3名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、病理医1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (理学療法士1名以上)
病床数	不要
診療科	要 (整形外科、麻酔科、病理部門)
当直体制	要 (整形外科)
緊急手術の実施体制	要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	要 連携の具体的内容: 術後に化学療法等の治療を行う施設と適切な連携体制が確保されていること。
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例まで又は6か月間は月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

13 その他の内科的治療

- ・ 経皮的埋め込み電極を用いた機能的電気刺激療法
- ・ スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法
- ・ カフェイン併用化学療法
- ・ 筋過緊張に対する muscle afferent block (MAB) 治療
- ・ 副甲状腺内活性型ビタミンD(アナログ)直接注入療法

当該技術の実施医療機関の要件 (基本13)

高度先進医療名: 経皮的埋め込み電極を用いた機能的電気刺激療法 (53)	
適応症: 神経障害による運動麻痺、骨・関節手術後の筋萎縮	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科、リハビリテーション科
資格	要 (関連学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、リハビリテーション科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	要 (理学療法士1名以上)
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、リハビリテーション科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要 (自施設にない場合は、他の医療機関と連携可)
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的な内容:
医療機器の保守管理体制	要 (必要な機器)
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本13)

高度先進医療名: スキンドファイバー法による悪性高熱症診断法 (93)	
適応症: 悪性高熱症が強く疑われる手術予定者	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	麻酔科
資格	要 (麻酔科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	3例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	不要
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要 (自施設にない場合は、他の医療機関と連携可)
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的な内容:
医療機器の保守管理体制	要 (必要な機器)
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例3例以上)
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本13)

高度先進医療名: カフェイン併用化学療法 (158)	
適応症: 骨軟部悪性腫瘍 (骨肉腫、悪性繊維性組織球腫、滑膜肉腫、明細胞肉腫など)	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	整形外科、内科
資格	要 (整形外科学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上、病理医1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科、病理部門)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要 (自施設にない場合は、他の医療機関と連携可)
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的な内容:
医療機器の保守管理体制	要 (必要な機器)
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本13)

高度先進医療名: 筋過緊張に対する muscle afferent block (MAB) 治療 (179)	
適応症: 局所の筋過緊張を呈する病態全般、即ちジストニアや痙攣性麻痺など	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	内科
資格	要 (神経学会専門医)
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	常勤医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要 (実施診療科)
緊急手術の実施体制	要 (自施設にない場合は、他の医療機関と連携可)
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要 連携の具体的な内容:
医療機器の保守管理体制	要 (必要な機器)
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (有効性が認められた症例5例以上)
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本13)

高度先進医療名：副甲状腺内活性型ビタミンD（アナログ）直接注入療法（225）	
適応症：二次性副甲状腺機能亢進症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	内科、泌尿器科
資格	要（内分秘学会専門医）
当該診療科の経験年数	不要
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数（注2）	常勤医師2名以上
他診療科の医師数（注2）	要 麻酔科1名以上
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 （薬剤師、臨床工学技士等）	要（臨床工学技士1名以上）
病床数	不要
診療科	要（実施診療科、麻酔科）
当直体制	要（実施診療科）
緊急手術の実施体制	要（自施設にない場合は、他の医療機関と連携可）
院内検査（24時間実施体制）	要
他の医療機関との連携体制 （患者容態急変時等）	不要 連携の具体的内容：
医療機器の保守管理体制	要（必要な機器）
倫理委員会による審査体制	要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要（有効性が認められた症例5例以上）
その他	自施設内で実施できること。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	不要
その他	

注1）当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2）医師の資格（学会専門医等）、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

14 歯科的治療

- ・ インプラント義歯
- ・ 顎顔面補綴
- ・ 顎関節症の補綴学的治療
- ・ 歯周組織再生誘導法
- ・ 接着ブリッジによる欠損補綴並びに動揺歯固定
- ・ 光学印象採得による陶材歯冠修復法
- ・ X線透視下非観血的唾石摘出術
- ・ レーザー応用による齲蝕除去・スケーリングの無痛療法
- ・ 顎関節鏡視下レーザー手術併用による円板縫合固定術
- ・ 顎関節脱臼内視鏡下手術
- ・ 耳鼻咽喉科領域の機能障害を伴った顎関節症に対する中耳伝音系を指標とした顎位決定法

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名:インプラント義歯(19)	
適応症:著しい骨吸収を伴う歯牙欠損	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科、歯科口腔外科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	3年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を3年以上有する歯科インプラント学、歯周病学、歯科補綴学、口腔科学領域に関連する専門学会の認定医又は専門医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも2か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名:顎顔面補綴(22)	
適応症:腫瘍手術、外傷、炎症などにより顔面領域に生じた広範囲の骨質欠損	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科口腔外科 等
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯科補綴学、口腔科学などの領域に関連する専門学会専門医又は認定医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名:顎関節症の補綴学的治療(26)	
適応症:顎関節症(顎関節内腫、下顎頭の著しい変形、顎関節円板の断裂を除く)	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯科補綴学会等の認定医又は専門医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名:歯周組織再生誘導法(76)	
適応症:歯周疾患による根尖破折病変、垂直性骨欠損	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数5年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯周病学専門医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科、歯科口腔外科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要(10例に達するまでは少なくとも2ヶ月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: 接着ブリッジによる欠損補綴並びに動揺歯固定(81)	
適応症: 少数歯欠損、動揺歯	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯科補綴学会認定医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: 光学印象採得による陶材歯冠修復法(83)	
適応症: 歯冠部齶蝕(むし歯)の修復	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	3年以上
当該技術の経験年数	3年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を3年以上有する歯科保存学及び歯科補綴学の関連する学会認定医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: X線透視下非観血的嚥石摘出術(87)	
適応症: 嚥石症(嚥石と導管壁との密着がないもの)	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科口腔外科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する口腔外科学会専門医又は認定医が2名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも2か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: レーザー応用による齶蝕除去・スケールリングの無痛療法(108)	
適応症: 齶蝕症及び歯周疾患等による歯石沈着症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯周病学会専門医が3名以上
他診療科の医師数 注2)	不要
看護配置	不要
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要(実施診療科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査(24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要(10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも2か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格(学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: 顎関節鏡視下レーザー手術併用による円板縫合固定術(108)	
適応症: 顎関節脱臼、顎関節内障のうち円板を中心とした顎関節内部の軟組織に異常を伴う症例	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科、歯科口腔外科 等
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯科放射線学、口腔外科学等の関連学会の専門医又は認定医が3名以上
他診療科の医師数 (注2)	麻酔科標準医非常勤1名以上
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査 (24時間実施体制)	要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要 (10症例以上)
その他	
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: 顎関節脱臼内視鏡下手術(114)	
適応症: 習慣性顎関節脱臼	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科口腔外科
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	5例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	当該診療科の経験年数3年以上で、当該技術の経験を5年以上有する歯科放射線学、口腔外科学会専門学会専門医等が3名以上
他診療科の医師数 (注2)	麻酔科標準医非常勤1名以上
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	1以上
診療科	要 (実施診療科、麻酔科)
当直体制	要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査 (24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	不要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	不要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要 (10症例以上)
その他	学会認定施設等
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例に達するまでは、少なくとも6か月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

当該技術の実施医療機関の要件 (基本14)

高度先進医療名: 耳鼻咽喉科領域の機能障害を伴った顎関節症に対する中耳電音系を指標とした顎位決定法(140)	
適応症: 耳鼻咽喉科領域の機能障害を伴った顎関節症	
I. 実施責任医師の要件	
診療科	歯科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科 等
資格	学会専門医又は学会認定医
当該診療科の経験年数	5年以上
当該技術の経験年数	5年以上
当該技術の経験症例数	10例以上
その他	
II. 医療機関の要件	
実施診療科の医師数 (注2)	当該診療科の経験年数5年以上で、当該技術の経験を5年以上有する耳鼻咽喉科学、歯科補綴学、歯科口腔外科学等の専門学会の専門医又は認定医を有する常勤の医師又は歯科医師2名以上
他診療科の医師数 (注2)	耳鼻咽喉科医師1名以上 (耳鼻咽喉科専門医が望ましい) ; 200症例以上の他覚的聴覚検査(聴性脳幹反応検査(ABR)、耳管響度反射検査(OAE))実施の経験を有すること。
看護配置	入院基本科3以上
その他医療従事者の配置 (薬剤師、臨床工学技士等)	不要
病床数	不要
診療科	要 (歯科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科)
当直体制	不要
緊急手術の実施体制	不要
院内検査 (24時間実施体制)	不要
他の医療機関との連携体制 (患者容態急変時等)	不要
医療機器の保守管理体制	要
倫理委員会による審査体制	不要
医療安全管理委員会の設置	要
医療機関としての当該技術の実験症例数	要 (10症例以上)
その他	日本耳鼻咽喉科学会専門医研修施設であることが望ましい。
III. その他の要件	
頻回の実績報告等	要 (10例まで又は6か月間は、月毎の報告)
その他	

注1) 当該医療技術を適切に実施するに当たり、必要と考えられる医療機関の要件を記載して下さい。

注2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の医師が△名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。